

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るA社B事業所における資格取得日は昭和21年11月22日、資格喪失日は22年4月10日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年11月から22年3月までの標準報酬月額については510円とすることが妥当である。

また、申立期間③に係るC社における資格取得日は昭和22年4月20日、資格喪失日は23年1月8日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、昭和22年4月及び同年5月を180円、同年6月から同年12月までを500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月から20年8月15日まで
② 昭和21年11月22日から22年4月10日まで
③ 昭和22年4月20日から23年1月8日まで

申立期間①については、私の父が懇意にしていたD社（現在は、E社）の人事部長の紹介により、昭和19年4月に同社に入社し、終戦の20年8月15日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無く、納得できない。

申立期間②については、A社B事業所で部品の管理事務をしていたが、厚生年金保険被保険者記録が無く、納得できない。

申立期間③については、C社（後にF社に名称変更）でトラックの運転手として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳から、申立人と同姓同名であり、かつ、生年月日の年月までが同じである者が昭和21年11月22日に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録が確認でき、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人は、A社を退職した経緯について、「C社に勤務していた同僚に誘われて転職を決め、A社を辞めた10日後の昭和22年4月20日にC社に入社した。」と具体的に供述しており、その内容に不自然さはみられない。

これらを総合的に判断すると、申立人と同姓同名の者のA社における記録は申立人に係るものであると推認でき、同事業所の事業主は、申立人が昭和21年11月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年4月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、510円とすることが妥当である。

- 2 C社に係る厚生年金保険被保険者台帳から、申立人と同姓同名であり、かつ、生年月日の年月まで同じである者が昭和22年4月20日に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年1月8日に資格を喪失していることが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名であり、かつ、生年月日の年月まで同じである者が昭和22年4月20日に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年1月8日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、「C社に勤務していた同僚に誘われて転職を決め、A社を辞めた10日後の昭和22年4月20日にC社に入社し、この同僚と一緒に同社を退職し、二人で事業を始めた。」と供述しているところ、上記被保険者名簿に当該同僚の被保険者記録が確認でき、申立人の供述どおり、当該同僚は、昭和23年1月8日にC社における被保険者資格を喪失している。

これらを総合的に判断すると、申立人と同姓同名の者のC社における記録は申立人に係るものであると推認でき、同事業所の事業主は、申立人が昭和22年4月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年1月8日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 22 年 4 月及び同年 5 月を 180 円、同年 6 月から同年 12 月までを 500 円とすることが妥当である。

- 3 G社H工場（変更日は不明であるが、後にD社に名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が名前を挙げたその上司の被保険者記録があることから、勤務期間は特定できないが、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、昭和 19 年 4 月 1 日にG社H工場における厚生年金保険の被保険者資格を取得した 219 人のうち、連絡が取れた 16 人は、「申立人を知らない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言が得られなかった。

また、E社は、申立期間当時の書類を保存しておらず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入、保険料控除について確認できない。

さらに、G社のH工場、I工場及びJ工場のそれぞれに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成8年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年2月から同年9月までの標準報酬月額については56万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から同年10月1日まで

昭和63年11月から平成8年9月末までA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が昭和54年4月1日から平成8年9月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、当初、平成8年10月1日であったものが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年9月30日の後の同年10月8日に取り消され、再度、同月22日に現行の記録(平成8年2月1日資格喪失)にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、A社の元監査役は、「申立人は、申立期間当時、同事業所の取締役であったが、経営には関わっておらず一般従業員と同じく設計の業務についており、社会保険関係の手続にも関与していない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人の資格喪失日を平成8年2月1日とする合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、記録訂正前の同年10月1日であると認められる。

なお、平成8年2月から同年9月までの標準報酬月額については、訂正処理が行われる前の社会保険事務所（当時）の記録から、56万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から平成2年3月まで

私と元夫の免除されていた昭和55年4月から平成2年3月までの国民年金保険料を平成元年11月ごろと2年3月ごろの2回に分けて町の職員に現金で支払った。同職員は2回目の追納保険料を支払ったときに1回目に支払った追納保険料に係る領収書を持ってきたが、ノート半分くらいの市販されているような領収書に手書きで金額を記入したものであった。また、2回目の支払に係る領収書は水道料金や国民健康保険料を支払ったときに渡される薄っぺらのB6判くらいの紙に、その場で支払った金額を書いて渡された。

平成20年9月に送付されたねんきん特別便では、追納したはずの昭和55年4月から平成2年3月までの記録が免除のままになっていた。その期間の国民年金保険料を間違いなく追納したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年11月ごろと2年3月ごろの2回に分けて、当時申立人が居住していた町（現在は市）の職員に免除されていた国民年金保険料を納付（追納）したと主張するが、国民年金保険料の追納は、制度上、市町村が取り扱うことはできず、同市も追納に係る国民年金保険料を収納することはなかったと回答している上、申立期間の国民年金保険料を滞納していた水道料金と一緒に納付したとする町の職員が水道料金の収納を担当する課に配属されたのは3年8月であり、元年11月ごろと2年3月ごろに町の職員に支払ったとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、納付した国民年金保険額についての申立人の記憶は曖昧である上、上記の町職員は既に死亡しており、事情を聴取することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から平成2年3月まで

元妻が私と元妻の免除されていた昭和55年4月から平成2年3月までの国民年金保険料を平成元年11月ごろと2年3月ごろの2回に分けて町の職員に現金で支払った。同職員は2回目の追納保険料を支払ったときに1回目に支払った追納保険料に係る領収書を持ってきたが、ノート半分くらいの市販されているような領収書に手書きで金額を記入したものであった。また、2回目の支払に係る領収書は水道料金や国民健康保険料を支払ったときに渡される薄っぺらのB6判くらいの紙に、その場で支払った金額を書いて渡された。

平成20年9月に送付されたねんきん特別便では、追納したはずの昭和55年4月から平成2年3月までの記録が免除のままになっていた。その期間の国民年金保険料を間違いなく追納したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元妻が平成元年11月ごろと2年3月ごろの2回に分けて、申立人が居住する町（現在は市）の職員に免除されていた国民年金保険料を納付（追納）したと主張するが、国民年金保険料の追納は、制度上、市町村が取り扱うことはできず、同市も追納に係る国民年金保険料を収納することはなかったと回答している上、申立期間の国民年金保険料を滞納していた水道料金と一緒に納付したとする町の職員が水道料金の収納を担当する課に配属されたのは3年8月であり、元年11月ごろと2年3月ごろに町の職員に支払ったとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付していたとする申立人の元妻の国民年金保険額についての記憶は曖昧である上、上記の

町職員は既に死亡しており、事情を聴取することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 730 (事案 469 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成 2 年 3 月まで
20 歳になったころ母親から「国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。」と聞いていたので、記録の訂正を求めたが認められなかった。
その後、新たな資料や情報は無いが、納付できないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無いこと、ii) 申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、iii) 申立てに係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親の記憶は曖昧であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その母親が申立てに係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張して、再度、申し立てているが、それを裏付ける新たな資料、証言等はなく、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 731 (事案 189 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成3年3月まで
20歳になったころ母親から「国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。」と聞いていたので、記録の訂正を求めたが認められなかった。
その後、新たな資料や情報は無いが、納付できないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無いこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の平成3年4月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無いこと、iii) 申立てに係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親の記憶は曖昧であることなどから、既に当委員会の決定に基づく20年8月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その母親が申立てに係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張して、再度、申し立てているが、それを裏付ける新たな資料、証言等はなく、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

20歳になる前から父親が「20歳になったら国民年金保険料を支払わないといけない。」と言っていたのを記憶しており、その後も父親から「お前のことはきちんとしている。」と言われていた。就職した会社から指示され、年金手帳を父親から受け取って会社に提出したことを記憶している。会社を辞めた後も年金手帳を父親に渡し、父親が国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで国民年金保険料を支払ってくれていた。今持っている年金手帳は再交付の手帳だが、国民年金の「はじめて被保険者となった日」は、昭和48年*月*日となっており、父親はその時点で加入し、申立期間の国民年金保険料を必ず支払っているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」は、申立人が20歳に達した昭和48年*月*日となっている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月19日に払い出されていることが確認でき、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるところ、申立期間当時、学生であった申立人は、国民年金の任意加入の対象者であり、48年12月にさかのぼって国民年金に加入することはできず、上記の年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄に記載されている日付けは誤りであると考えられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄における「被保険者となった日」欄の記録が、昭和53年9月20日に訂正されていること、及び年金事務所が保管している特殊台帳に記載されている資格取得年月日も同日に訂正されていることから推認でき、これらのことを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付

することができなかつたと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親から聴取しても、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがえる具体的な証言は得られない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 60 年 9 月 1 日まで
A社に勤務していた期間の給料月額は 30 万円ないし 35 万円ぐらいだったが、社会保険庁(当時)の記録にある標準報酬月額は実際の給料月額よりかなり少なくなっているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所の事業主への照会を希望しておらず、申立内容についての関連資料等を確認できない。

また、申立人が名前を覚えている同僚及び申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 23 人のうちの回答があった 4 人は、自分の年金記録に間違いは無いと証言しているほか、オンライン記録における申立人の標準報酬月額と同僚のそれとを比べても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるとは認められない上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたとうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 29 日から 60 年 3 月 1 日まで
昭和 48 年 10 月 1 日から 60 年 3 月 1 日までA社に勤務した。昭和 54 年 10 月 1 日から 58 年 4 月 1 日までは陸上勤務をしていたが、それ以外の期間は船舶に乗っていた。「ねんきん定期便」を受け取り、初めて気付いたが、日本年金機構に記録されている標準報酬月額及び保険料控除額は、実際の給与月額及び保険料控除額より低い額になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持している給与明細書から、申立期間のうち、昭和 51 年 12 月、52 年 1 月、同年 3 月、同年 4 月、同年 10 月、同年 11 月、53 年 9 月及び同年 10 月については、申立人が主張するとおり、申立人の報酬月額に見合う標準報酬額はオンライン記録上のそれよりも高額であることが確認できるものの、この給与明細書から確認できる船員保険料控除額に見合う標準報酬額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、申立てに係る事業所が保存している船員保険被保険者票に記録されている申立人の標準報酬額は、オンライン記録上のそれと一致しており、同事業所の社会保険の担当者は、「申立人が主張している保険料額ではなく、船員保険被保険者票に記載されている保険料額を控除して、社会保険事務所(当時)

に納付している。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚の船員保険に係る標準報酬月額も申立人のそれと同額となっており、申立てに係る事業所の船員保険被保険者名簿から申立人と同じ職種と思われるB及びC（計5人）の船員保険に係る標準報酬月額も年齢及び入社年月日によって若干の違いはみられるが、申立人のそれとほぼ同額となっている上、上記の同僚は、「A社の年金記録を確認したが、特に不自然と思われるものは無かった。」と証言している。

加えて、申立期間のうち、給与明細書が保管されている上記の期間を除く期間については、資料が保存されておらず、申立人に係る報酬月額、保険料の控除額は確認できない。

なお、オンライン記録において、申立人に係る申立期間の標準報酬月額が同僚のそれと比べ低額であるとは認められない上、さかのぼって記録が訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 38 年 11 月まで
② 昭和 44 年 11 月 28 日から 46 年 11 月 26 日まで
給与明細書等の資料は無く、控除されていた保険料額の記憶もないが、申立期間①においてA社B支店に、申立期間②においてC社に、それぞれ正社員として勤務していたので、この期間の年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人がA社に入社したとする時期と同時期に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員 20 人のうち連絡がとれた 14 人は、申立人を知らないと言明しており、同社における申立人の勤務実態が確認できない。

また、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間①に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 C社は昭和 44 年 11 月 28 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に被保険者資格を喪失している申立人の当時の同僚は、申立人と一緒に退職したと言明している。

また、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、別の同僚は、勤務期間の途中でC社の名称がD社（事業主は、C社の事業主と同じ。）に変更されたと証言しているが、C社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間に係る申立人の記録は無く、

健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月から30年11月1日まで
② 昭和31年1月31日から32年4月1日まで

昭和29年9月ころから32年3月末までA社B事業所において、Cの検査の手伝いを行っていたのに、途中の2か月間しか厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社（当時）の業務を引き継いだD社が保管する申立人に係る臨時職員の採用関係文書から、申立人が、申立期間中に臨時職員（補助員）として、A社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社における厚生年金保険の被保険者20人のうち連絡の取れた11人は、「申立人のことを知らない。」と回答しており、A社B事業所に勤務していた職員一人も、「申立人の勤務期間及び保険料控除については知らない。」と証言している。

また、D社では、申立期間に係る保険料控除を確認できる賃金台帳等の資料を保管していない。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄には、昭和30年11月1日と記載されている。

加えて、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 910 (事案 332 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から28年9月1日まで

昭和25年3月ごろにA社の社長から社会保険に加入したい者は申込みをするように言われて、同僚と一緒に加入した。

同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分に無いのは納得できないとして、記録の訂正を求めたが、申立期間の一部(昭和28年9月1日から29年2月1日まで)しか認められなかった。

その後、新たに同僚二人の名前を思い出したので、再度、申立期間について、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間(昭和25年2月から29年2月1日まで)のうち、加入記録の訂正が行われた期間(昭和28年9月1日から29年2月1日まで)を除く昭和25年2月から28年8月までの期間に係る申立てについては、当時の事務員(現在は会長)の証言から、申立人が厚生年金保険の被保険者として取り扱われなかったことがうかがえるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚二人の名前を挙げているが、このうち、連絡の取れた同僚は、申立てに係る事業所における被保険者記録は無い上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかは知らないと言っている。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで
年金特別便を見て、昭和 37 年 8 月 1 日に夫 (死亡) の船員保険の資格が切れていることを知った。夫は昭和 27 年から 48 年 6 月末くらいまで船員として働いており、A 船で D 国へも行ってた。B 社という会社の名前を憶えているので調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、その夫が勤務していた事業所の名称、所在地等を記憶していない上、申立人の当時の同僚の氏名等を覚えておらず、申立人の勤務状況等について確認できない。

また、申立人の妻が記憶している「B 社」は、船員保険の適用事業所としての記録が見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間中も昭和 37 年 7 月まで勤務していた C 社に引き続き勤務していたと申し立てているが、申立人が勤務していたことを示す記録は見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 23 日から 32 年 5 月 1 日まで
② 昭和 32 年 12 月 20 日から 33 年 9 月 1 日まで

昭和 31 年 11 月 23 日から 33 年 8 月末日までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の加入記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の当時の同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 32 年 5 月 1 日）が申立人のそれと同じである同僚 5 人のうちの二人は、「私は実際には昭和 32 年 3 月ころから勤務していた。」旨を証言しており、31 年 2 月 1 日に同資格を取得している従業員は、「同時期に 6 人も従業員が増えたことはなかった。そのため、事業主は、採用した従業員がある程度まとまった人数になるごとに被保険者資格の取得届を出していたと思う。」と証言しており、申立てに係る事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないと推認できる。

2 申立期間②について、申立人の当時の同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 32 年 12 月 20 日に法人解散に伴い厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料が給与から控除されていたことは覚えておらず、同僚からもそのことについての証言は得られなかった。

- 3 このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。